

令和8年2月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和8年2月27日（金） 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館3階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子 (欠席)	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内飩 達也
7番	猶木 悟		
8番	市藪 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠 (欠席)		

【農地利用最適化推進委員】

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一		
5番	池端 隆志	11番	扇菌 弘行 (欠席)
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 追加議案 臨時議長の選任について
04. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第4号 農地の利用目的変更届について
08. 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
09. 議案第6号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について
10. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
11. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
振興係長 振興係主任主査

事務局	<p>姿勢を正してください。一同礼。</p>
議長	<p>ただいまから、令和8年2月、始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、18名中16名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p> <p style="text-align: center;">——— 会務報告 ———</p>
議長	<p>まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>〔事務局 報告〕</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———</p>
議長	<p>次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、農業委員1番、農業委員2番に、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第2 会議書記の指名 ———</p>
議長	<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第3 追加議案 ———</p>
議長	<p>ここで、臨時議長の選任に関する件を追加議案とし、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、会長の議事参与に伴い、職務代理者の委員が欠席のため、臨時議長の選任を行うものです。</p> <p>なお、「始良市農業委員会会議規則」第3条で、会長は、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを全委員に通知することになっておりますが、第3条第2項に、緊急やむを得ない場合は、審議することができるとなっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対しまして、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、臨時議長の選任について、いかが取り計らいましょうか。</p>
委 員	<p>「事務局案」は、ありませんか。</p>
議 長	<p>事務局案をお願いします。</p>
事務局	<p>地方自治法第107条に、選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとなっておりますが、今回はこの例に習い、農業委員11番に臨時議長をお願いしたいと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農業委員11番を臨時議長として、選任することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>「異議なし」</p>
議 長	<p>臨時議長として、農業委員11番が選任されました。</p>

—— 日程第4 議案第1号 ——

議長

次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1～2ページです。今月の申請件数につきましては、8件となっております。

先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町北で、田が1筆、面積が955㎡、売買による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員1番です。調査報告いたします。令和8年2月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、奥さんと2人ですが、忙しい時期は兄さん達の手伝いをもらっているとのこと。農作業用機械は、トラクター2台、4tトラック、コンバイン等全部揃っております。申請地は、譲受人が長年耕作されており、問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、他1名、申請地は、大山の田が1筆、面積が1,141㎡、贈与による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員14番です。調査報告いたします。令和8年2月14日、譲受人と申請地で面談し、申請地を調査いたしました。申請人は、現在〇〇市に在住ですが、隣接している家屋敷をすでに所有権移転しており、申請地に果樹を植栽する計画であります。労働力は、息子、娘、本人の3人です。農業用機械は、管理機を所有されており、その他必要な機械はリースで対応するとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積が774㎡、贈与による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員4番です。調査報告いたします。令和8年2月12日、行政書士と申請地で会い、調査いたしました。申請地は、譲受人が長年耕作されている土地で、きれいに整備されておりました。労働力は、奥さんと息子の3人です。農業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン等揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳で、畑が1筆、面積が890㎡、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員4番です。調査報告いたします。令和8年2月9日、譲受人に現地において聞き取り調査を行いました。譲受人は、水田330a、自家消費用の野菜10aを耕作されている認定農業者です。農業用機械は、トラクター2台、田植機2台、防除機2台、軽トラック1台等を所有されております。労働力は、本人1人です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めまます。</p> <p>それでは、引き続き5番につきまして説明しまます。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、中津野で、田が3筆、合計面積が3,313㎡、売買による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員4番です。調査報告いたします。令和8年2月11日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、自宅の前で、譲受人が昨年まで耕作されており、きれいに整備されていまました。労働力は、奥さんと息子の3人です。農業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等所有されており、問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めまます。</p> <p>それでは、引き続き6番につきまして説明しまます。 譲受人〇〇、申請地は、下名で、田が4筆、畑が1筆、合計面積が5,821㎡、特定遺贈による所有権移転です。 なお、通常は譲受人と譲渡人の2名の連名による申請ですが、今回の申請は譲受人のみの申請となります。</p>

	<p>事務局 総会資料の2ページ6番の譲渡人が空欄となっておりますが、譲渡人となる土地所有者が死亡しており、その者が生前、法定相続人以外の者に、財産を譲り渡す旨の正当な遺言書を作成していたために、遺贈による所有権移転扱いとなったものです。</p> <p>遺贈には、包括遺贈と特定遺贈の2つの種類があり、包括遺贈とは全ての財産を譲り渡す内容の遺言書であれば相続扱いとなり、3条申請は不要です。一方、特定遺贈は、譲り渡す全財産の内、財産が1カ所でも抜けていれば特定遺贈となり贈与扱いとなります。</p> <p>今回の申請につきましては、全財産の内1カ所が遺言書の目録に記載されていなかったために特定遺贈と判断し、農地法3条申請が必要となったものです。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員14番です。調査報告いたします。令和8年2月10日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、遺言者と生前から約30年一緒に農作業をしている農地でありました。今回、特定遺贈というケースですが、譲受人名義に所有権移転するということであります。労働力は、夫婦2人で、農業用機械は、トラクター、田植機、軽トラック、ハーベスター、バインダー等揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田で、田が1筆、面積が1,556㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和8年2月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、収穫後耕耘されている状態でありました。取得</p>

委員	<p>後も、水稻を作付けされるということでした。労働力は、2人で、農業用機械は、トラクター、草払機、ハーベスター、軽トラック等を所有されており、必要な農機具は借りるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長 事務局	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めまます。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、下名で、畑が1筆、面積が364㎡、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、8番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いしまます。</p>
委員	<p>はい、農業委員14番です。調査報告いたしまます。令和8年2月11日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしまました。申請地は、隣接している親戚の家屋敷を処分することに伴うものです。今回、畑地につきまましては、耕作の跡が見られまました。今後、申請人が野菜栽培を引き継ぐということでした。労働力は、夫婦2人です。農業用機械は、管理機、軽トラック、草払機等、一式揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いしまます。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたしまます。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いしまます。</p> <p>[賛成多数]</p>

<p>委員 議長</p>	<p>賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり、決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">——— 日程第5 議案第2号 ———</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は松原町三丁目の畑が1筆で、面積は、10㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は宅地拡張となっております。申請理由は、車庫倉庫の軒先が越境しているためです。 参考資料の4ページに顛末書が添付されております。内容につきましては、平成6年頃、父が住宅を建築した際に、越境したと思われる旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が畑（転用申請地）、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、質疑に入ります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p>
<p>———— 日程第6 議案第3号 ————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページから7ページでございます。今月の申請件数につきましては、12件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、松原町三丁目、畑が1筆の、面積が219㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築し、自己の安定を図りたいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約250mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑（転用申請地）、西が宅地、南が市道、北が畑（転用申請地）です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、松原町三丁目、畑が1筆の、合計面積が215㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいで手狭なため、自己住宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員6番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑（転用申請地）、南が市道、北が畑（転用申請地）です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、畑が1筆の、面積が350㎡です。権利の内容は、所有</p>

<p>事務局</p>	<p>権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、居宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他2名、土地の所在は、池島町、畑が1筆の、面積が301㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築し、自己の生活安定を図りたいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、三拾町、畑が2筆の、合計面積が1,268㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、老人ホームで、申請理由は、入居希望者が多いため、既存老人ホームの隣接地に増築したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地1916の宅地2,532.08㎡と一体利用で、全事業面積が3,880.08㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約650mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地と山林です。申請実現の確実性としましては、融資資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、畑が1筆の、面積が144㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、イオンタウンの従業員駐車場としての需要を見込めるためとのことです。</p> <p>こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 はい、農業委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約20mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、松原町二丁目、畑が1筆の、面積が221㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、建売住宅で、申請理由は、建売住宅（1棟）を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に約150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、平松、畑が2筆の、合計面積が1,441㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的</p>

事務局	<p>は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（6区画）し、その販売を行うことで自社の経営安定を図りたいとのことです。</p> <p>参考資料の36ページに顛末書が添付されております。内容といたしましては、令和5年10月に相続した際には、住宅が建築されており、相続後に初めて知った旨の経緯が記載されております。</p> <p>こちらの申請は、隣接地900-1の原野1, 804㎡、900-10の原野524㎡と一体利用で、全事業面積が8,631㎡となります。</p> <p>参考資料の36ページに顛末書が添付されております。内容といたしましては、令和5年10月に相続した際には、住宅が建築されており、相続後に初めて知った旨の経緯が記載されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に約100mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田、畑が1筆の、面積が6,303㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、自動車販売業をしており、オークションより購入した自動車の駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地900-1の原野1, 804㎡、900-10の原野524㎡と一体利用で、全事業面積が8,631㎡となります。</p> <p>こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。そ</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>れから、県に盛土規制法が申請中であり、盛土規制法の許可の見込みがわかった日と同日で5条の許可書を交付いたします。また、面積が30aを超えのため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に約2,500mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林、西が県道、南が雑種地、北が宅地と山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人(借人)は、〇〇、譲渡人(貸人)は、〇〇、土地の所在は、鍋倉、畑が1筆の、面積が198㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、ドッグランで、申請理由は、申請地を取得し、ドッグラン施設に利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地453-1の雑種地242㎡、と一体利用で、全事業面積が440㎡となります。</p> <p>こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。</p>

<p>委員</p>	<p>ません。申請地の位置は、〇〇から南西に約200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林と雑種地、西が水路、南が山林、北が雑種地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、田が1筆の、面積が446㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地1224-4の宅地36.04㎡、と一体利用で、全事業面積が482.04㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員6番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に約200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が宅地、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、加治木町木田、田が1筆の、面積が495㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的</p>

事務局	<p>は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、令和7年8月5日付で5条の許可書が交付されておりますが、一般住宅を建築する場所が変更になったため、今回、許可書を取消し、再度、申請を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、推進委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に約650mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田（残地）、西が宅地、南が雑種地、北が田（残地）です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から12番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から12番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から12番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>

議長

次に、日程第7、議案第4号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1番から2番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号、農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は、8ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。

それでは、1番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、土地の所在は、大山の田が1筆、面積は1,141㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。先ほどの議案第1号、農地法第3条申請2番で承認された土地になります。変更後の使用目的は、畑で、申請理由につきましては、現在田として利用していないため、果樹園として利用したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南東に約950mの位置にあります。被害防除現況は、東が宅地と畑と山林、西が雑種地と畑、南が山林、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、土地の所在は、豊留の田が1筆、面積は2,302㎡です。農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、申請理由につきましては、田として利用困難なため、畑として利用したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から東に約200mの位置にあります。被害防除現況は、東が宅地と田、西が田、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第4号、農地の利用目的変更届についての、1番から2番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地の利用目的変更届についての、1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第4号、農地の利用目的変更届についての、1番から2番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
——— 日程第8 議案第5号 ———	
議長	それでは、日程第8、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1番から65番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について説明いたします。総会資料の9ページをご覧ください。 契約の始期は、令和8年3月31日を予定しております。新規51筆、合計面積57,417㎡うち契約期間満了に伴う再契約が10,900㎡です。また、耕作者変更が14筆、面積が

	<p>事務局 13, 9611㎡となっております。契約年数につきましては、2年間で6件、3年間で3件、5年間で13件、10年間で15件、変更に伴う残存期間が1件となっております。</p> <p>契約の詳細につきましては、10ページから14ページに記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地65筆中53筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。</p> <p>また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。</p> <p>議事参与についてです。資料は13ページからです。54番から62番が〇〇委員、63番から64番が〇〇員、65番が〇〇委員に関連する議案となっております。</p> <p>つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から65番について、質疑に入ります。</p> <p>なお、54番から65番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>まず、1番から53番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から53番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から53番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>それでは、54番から62番の関係者、農業委員9番の退席をお願いします。</p>
委 員	〔委員退席〕
議 長	<p>それでは、54番から62番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、54番から62番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、54番から62番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>
委 員	農業委員9番の着席をお願いします。
議 長	<p>それでは、63番から64番の関係者、農業委員1番の退席をお願いします。</p>
委 員	〔委員退席〕
議 長	<p>それでは、63番から64番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、63番から64番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、63番から64番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員1番の着席をお願いします。</p> <p>次の、65番につきましては、私が議事参与制限に関係しておりますので、臨時議長であります、農業委員11番と議長を交代し、私は退席いたします。</p> <p>〔会長 退席・臨時議長農業委員 議長席着席〕</p>
<p>議 長 (臨時議長)</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、65番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長 (臨時議長)</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、65番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長 (臨時議長)</p>	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、65番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>それでは、会長と議長を交代いたします。会長の議長席への着席をお願いします。</p> <p>〔臨時議長農業委員 議長席退席・会長 議長席着席〕</p>

議長

次に、日程第9、議案第6号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、ご説明いたします。資料15ページが集計表になっておりまして、16ページから32ページが決定した一覧表リストとなっております。委員、推進委員の皆様には、夏の非常に暑い時期の利用状況調査から、冬の寒いなかでの非農地確定調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

その確定調査の結果としまして、今回1,038筆をリストにあげております。資料15ページの非農地決定集計表をご覧ください。

まず、始良地区です。田が132,479㎡の142筆、畑が115,018㎡の165筆、計で247,497㎡の307筆となっております。そのうちの農振農用地内の田が30,556㎡の26筆、畑が5,152㎡の8筆、計で35,708㎡の34筆となっております。加治木地区です。田が316,265㎡の383筆、畑が89,319㎡の120筆、計で405,584㎡の503筆です。そのうちの農振農用地内の田が179,586㎡の233筆、畑が12,852㎡の16筆、計で192,438㎡の249筆となっております。蒲生地区です。田が138,043㎡の142筆、畑が43,491㎡の86筆、計で181,534㎡の228筆です。そのうちの農振農用地内の田が30,210㎡の23筆、畑が1,876㎡の4筆、計で32,086㎡の27筆となっております。始良市全体で、田が586,787㎡の667筆、畑が247,828㎡の371筆、計で834,615㎡の1,038筆です。そのうちの農振農用地内の田が240,352㎡の282筆、畑が19,880㎡の28筆、計で260,232㎡の310筆となっております。ヘクタールに直しますと全体で83haの非農地の決定となっております。

これまで、山林化した農地につきましては、ほとんど非農地化をしてきておりまして、昨年度は100筆程度でありましたが、今回特に増えた理由としましては、集団的に耕作がなく、周囲の状況から耕作することが難しい農地や、山あいには点在し耕作する見込みのない農地、農地として価値のない農地を重点的にリスト化しております。

	<p>事務局</p> <p>こういった農地を黄色の遊休農地の状態としていつまでも残しておきますと、所有者に解消指導や意向調査等を継続的に行うこととなりまして、今後耕作が見込めない土地において、所有者や農家にとって大きな負担となると考えられます。また、特に加治木地区が農振農用地の区域内が多くなっていますが、山間部の農振農用地内の鳥獣の被害等から、集団的に耕作されていない田が多く見られ、これまで農振農用地ということで、黄色のまま来ていたものを今回リストアップしたことが大きな原因だと考えます。</p> <p>後の方にリストが付いておりますが、そちらはお目通しください。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第6号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、原案のとおり確定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号、農地の利用状況調査に係る非農地確定については、原案のとおり、確定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第10 ———</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第10、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。</p>

	<p>事務局 別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和8年2月17日、同日付で公告となっております。貸付開始日は令和8年2月28日、新規191筆242, 626㎡、耕作者変更が1筆、面積が2, 026㎡となっております。</p> <p>概要については2ページから7ページ、各筆の明細については8ページから16ページをご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
<p>———— 日程第11 ————</p>	
議 長	<p>次に、日程第11、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について、報告をいたします。今月は、21件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（2月分）をご確認ください。中間管理機構への移行に伴う解約が主となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。</p>
<p>———— 日程第12 ————</p>	
議 長	<p>次に、日程第12、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。</p>
委 員	<p>[委員より]</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局からは、何かありませんか。</p> <p>[事務局より]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○送別会開催のお知らせ ○農作業貸金、賃借料について ○令和8年度総会日程について
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、以上をもちまして、令和8年2月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。</p> <p>姿勢を正してください。一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____